

伊豆の国市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊豆の国市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者。以下「受注者」という。）の資金調達の円滑化を推進する目的として、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における、伊豆の国市建設工事約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

(1) 債務負担行為又は歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であって、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰越しされた工事であって、年度内に終了が見込まれる工事

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事

(4) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(5) 債権譲渡の承諾に不適當な事由があると市長が認めた工事

(債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡対象となる債権の範囲は、次の各号に掲げる場合に応じ、当

該各号に定めるものとする。

- (1) 該当請負工事が完成した場合 工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額
 - (2) 当該請負工事に係る契約が解除された場合 工事約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額
- 2 当該工事請負契約の変更契約により工事請負代金の額に増減が生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の額とする。この場合において、受注者は、遅滞なく、債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出しなければならないものとする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債券法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。))の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては、受注者と債権譲渡先が共同して次の各号に掲げる書類を市に提出させるものとする。この場合において、書類の提出は市に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)

- (2) 受注者と債権譲渡先の締結済の債権譲渡契約証書（参考様式）の写し
- (3) 工事履行報告書（様式第2号）
- (4) 譲渡に関する保証人等の承諾書（保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合に限る。）
- (5) 発行日から3月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
- (6) 振興基金が発行する債務保証承諾書の写し
（債権譲渡の承諾時期）

第6条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

- 2 前項の規定による承諾に当たっての当該出来形における市の確認については、受注者が作成し、債権譲渡先が証明した月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書の受領をもって足りるものとする。

（債権譲渡の承諾手続）

第7条 市は、第5条に規定する申請書類等の提出を受けたときは、債権譲渡承諾チェックリスト（様式第3号）により確認したうえで、7日以内に債権譲渡の承諾のための手続を行うものとする。

- 2 申請内容の審査及び承諾の事務は、契約担当課が所掌する。
- 3 市は、債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書（様式第4号）を受注者及び債権譲渡先にそれぞれ1通を交付するものとする。
- 4 契約担当課長は、債権譲渡整理簿（様式第5号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第8条 市は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第5条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合は、承諾しないものとする。

- 2 前項の場合においては、速やかに受注者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第6号）を通知するものとする。

(融資時の出来形確認)

第9条 債権譲渡先は、債権譲渡や融資に関し、当該債権の担保価値の査定等で出来形確認が必要となる場合は、自らの責任において行うものとする。

(融資実行の報告)

第10条 受注者及び債権譲渡先は、市長による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様式第7号)を提出するものとする。

2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに市長に、公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 市長は、融資実行報告書を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとる。

(請負代金等の請求)

第11条 債権譲渡先は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び工事請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、請負代金等の支払いを請求することができるものとする。なお、債権譲渡承諾後は、受注者は請負代金等の請求をすることができない。

2 前項の規定により、債権譲渡先が、請負代金等の支払いを請求するときは、次に掲げる書類を市に提出するものとする。

(1) 請求書

(2) 債権譲渡承諾書の写し

(請求書類の確認及び請負代金等の支払い)

第12条 市は、前条第2項の規定による書類が提出された場合は、債権譲渡先の請求権及び債権金額等を債権譲渡承諾チェックリスト(様式第3号)により確認し、所定の手続きを経て請負代金等を支払うものとする。

(様式類の整備)

第13条 保証事業を実施するに当たって必要な債権譲渡先における取扱いや契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの(金銭消費貸

借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該債権譲渡先が、当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁若しくは振興基金と協議のうえ、必要な手続を経て定めるものとする。

(不正時の対応)

第14条 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、又は捜査機関等が、受注者又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、市は、当該不正を行った受注者又は債権譲渡先を本要領の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

2 受注者又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他)

第15条 融資制度は、健全な受注者が積極的に活用すべきものであるもので、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状況が不安定であるとみなし、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 融資制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この事務取扱要領は、令和4年4月1日から施行することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

（甲）受注者 住所
（譲渡人） 氏名 _____ 実印

（乙）債権譲渡先 住所
（譲受人） 氏名 _____ 実印

譲渡人（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）間で締結した 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が伊豆の国市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、伊豆の国市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第41条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第34条に規定する中間前払金は、当債権譲渡の御承諾をいただいた後は請求しません。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事箇所
- 3 契約締結日 年 月 日
- 4 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
- － (2) 支払済前払額 金 円 (中間前払金を含む。)
- － (3) 支払済部分払額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
- 6 譲受人振込口座
 - (1) 振込希望金融機関名
 - (2) 預金の種別、口座番号
 - (3) 口座名義（ふりがな）

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
 工事履行報告書

受注者 住 所

氏 名

実印

工 事 名				
工事箇所				
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日			
日 付	年 月 日 (月分)			
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %		備考
年 月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	
月			差 ()	

年 月 日、出来形検査をしたところ、上記出来形に相違ないことを確認しました。

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

債権譲渡先 住 所

氏 名

実印

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

債権譲渡承諾チェックリスト

工 事 名 _____
 譲渡人（受注者）名 _____
 譲受人（債権譲渡先）名 _____
 申請書類の受理日 _____年 ____月 ____日

チェック項目	チェック欄
1 債権譲渡の対象工事であることの確認	
2 申請書類	
(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）	
ア 申請日及び受理日の確認	
イ 譲受人が、振興基金の債務保証を受けた債権譲渡先である。	
ウ 受注者の住所地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書及び印鑑証明書と一致している。	
エ 債権譲渡先の所在地、名称、代表者職氏名及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写に記載されている被保証者と一致している。	
オ 工事履行報告書（様式第2号）、工事請負契約書の契約締結日、工事名、工事箇所及び工期と一致している。	
カ 請負代金額、支払済前払金額及び支払済部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が工事請負契約に基づき受注者が請求できる工事請負代金債権と一致している。	
(2) 締結済の債権譲渡契約証書の写し	
受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）のものと一致している。	
(3) 工事履行報告書（様式第2号）	
ア 実施行程の進捗率が、2分の1以上かつ既払い額以上である。	
イ 受注者が作成し、債権譲渡先の出来形確認がされている。	
ウ 受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）のものと一致している。	
(4) 保証人の承諾書（保証委託契約約款において必要とされる場合）	
ア 承諾書は、依頼書の内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものである。	
イ 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と上記アの相手方及び承諾書の記載内容が一致している。	
(5) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書（3月以内）	
(6) 債務保証承諾書の写し	
(7) 当該請負契約が解除されていない。	
(8) 工事約款第43条第1項各号に該当するおそれがない。	

↓
 承諾（決裁）手続
 ↓

3	債権譲渡承諾書（様式第4号）の発行	
	承諾日（申請書類の受理日から7日以内）、発注者職氏名、確定日付（承諾日）、承諾番号（債権譲渡整理簿の承諾番号）を確認の上、受注者及び債権譲渡先に各1通を交付する。	
4	債権譲渡整理簿（様式第5号）の記入による承諾状況の管理	

債権譲渡の承諾日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

↓

（受注者と債権譲渡先の間における金銭消費貸借契約の締結、融資の実行）

↓

5	融資実行報告書（様式第7号）の提出	
---	-------------------	--

↓

6	工事請負代金の請求書類	
(1)	請求書	
	ア 請求日及び受理日を確認 請求書の債権譲渡先の実印と申請時に提出した債権譲渡承諾依頼書の実印が一致している。	
	イ 請求書と添付された債権譲渡承諾書（様式第4号）の写しにより請求者の請求権が確認でき、債権金額等が一致している。	
	ウ 請求金額が「債権譲渡承諾書（様式第4号）の債権譲渡額」＋「変更契約分の額」となっている。（部分払の場合は、上記の額以内で出来形に応じた額である。）	
(2)	債権譲渡承諾書（様式第4号）の写し	

↓

支払手続

- ※1 各項目を確認した後、チェック欄に○印を記載しておくこと。
- 2 受注者が共同企業体である場合には、受注者の所在地及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその構成員の住所及び氏名が記載されていること。
- 3 部分払がある場合は、必要に応じ「6 工事請負代金の請求書類」のチェック項目の用紙を追加して使用すること
- 4 支払先が変更となる点に注意すること。請負業者⇒債権譲渡先

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

（甲）受注者

（譲渡人） 氏名 様

（乙）債権譲渡先

（譲受人） 氏名 様

年 月 日に提出された公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、伊豆の国市建設工事約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって、約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第34条に規定する中間前払金は、本承諾以後は請求できないものとしします。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合には、約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により工事請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4並びに5(1)及び(4)は変更後のものとする。
- 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式第7号）を提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他の債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- 本件債権譲渡承諾を得た後は、本件工事の部分払及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行うことができない。

伊豆の国市長 氏 名 印

確定日付印欄	承諾番号
	第 一 号

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

債権譲渡整理簿

承諾番号	申請年月日	承諾年月日	工事名	受注者	請負額(円)	債権譲渡先	備考
—							
—							
—							
—							
—							
—							
—							

※ 承諾番号は、年度数字と連番数字の組み合わせとすること。（例 令和4年度の場合、R4-1、R4-2、…）

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

債権譲渡不承諾通知書

第 年 月 日 号

(甲) _____ 様

(乙) _____ 様

伊豆の国市長 氏 名

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

- 1 (1) 工事名
- (2) 工事箇所
- (3) 契約締結日

年 月 日

- 2 承諾しない理由

様式第7号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

融資実行報告書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

(甲) 受注者 住所

_____(譲渡人・借入人) 氏名 _____ 実印

(乙) 債権譲渡先 住所

_____(譲渡人・貸付人) 氏名 _____ 実印

甲が伊豆の国市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付
けで御承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費
貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対し
て金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報
告します。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計
画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[債権譲渡の表示]

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 (1) 請負代金額 金 円

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

－(2) 支払済前払額 金 円 (中間前払金を含む。)

－(3) 支払済部分払額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

[承諾番号]

<参考様式>

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という。）と○○○建設業協同組合（以下、乙という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 甲と伊豆の国市（以下、丙という。） 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 年 月 日

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額((5)-(6)) 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅延なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅延なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（担保責任）

第2条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

（禁止事項）

第3条 甲及び乙は、債権譲渡について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

2 甲は、第7条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第

5条の残余金の支払いを受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払い及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第4条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第5条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という。）について、乙より支払いを受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第6条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第7条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 本件工事請負契約が解除された場合
- (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第8条 乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第9条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、
年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする
第4条の担保権の権利を享受する旨の意思表示することができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第10条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第11条 甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

(合意管轄)

第12条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人 (甲)

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人 (乙)

〇〇〇建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

<参考様式>

部分払請求書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

債権譲渡先 住所
(譲受人) 氏名 実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり工事請負代金の部分払を請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 _____ 円
- 5 前払金額 金 _____ 円
- 6 請求金額の明細 次のとおり

区分	出来形	出来形金額 (10分の9以内)	前払金 控除額	差引額	前回までの 請求額	今回請求額
第1回	%	円	円	円	円	円
第2回						
第3回						

- 7 承諾番号 _____
- 8 支払口座等 債権譲渡承諾依頼書に記載したとおり。

<参考様式>

請求書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

債権譲渡先 住所
(譲受人) 氏名 _____ 実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり工事請負代金を請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

1 工事名

2 工事箇所

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 請求金額の明細 次のとおり。

- | | | |
|---------------------|---|---|
| (1) 請負代金額 | 金 | 円 |
| (2) 前払金受領額 | 金 | 円 |
| (3) 部分払金受領額 | 金 | 円 |
| (4) 履行遅延の場合における損害金等 | 金 | 円 |
| (5) 今回請求金額 | 金 | 円 |

5 承諾番号 ー

6 支払口座等 債権譲渡承諾依頼書に記載したとおり。